見積依頼説明書

前橋地方法務局会計課

随意契約を前提とした見積依頼である。

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内で最低価格(税込み)を提示した事業者を契約の相手方とするので、参加を希望する者は、「前橋地方法務局オープンカウンター方式実施要領(以下「実施要領」という。)」、本書記載事項及び当局提示事項等を熟知の上、見積書を提出すること。

なお、<u>本書に従い提出する書類(仕様等適合証明書、誓約書、見積書など)について、</u> 発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支え ないものとする。

- 1 件 名 乙号窓口モニター用カメラ更新契約一式
- 2 仕様及び数量 仕様書のとおり
- 3 納入場所 仕様書のとおり
- 4 納入期限 仕様書のとおり
- 5 参加資格
 - (1) 実施要領第9条(1)及び(3)に該当する者であること。
 - (2) 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」及び「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 6 提出書類の提出期限及び提出場所
 - (1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
- イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」
- ウ 納入物品が仕様書に掲げる各要件を満たしていることが分かる<u>「仕様等適合証明</u> <u>書」</u>を添付すること(製品カタログの該当箇所をマーカー等で着色したもので差し 支えない。)。
- (2) 提出期限

令和4年2月10日(木)午後5時15分まで

(3) 提出場所

前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎5階 前橋地方法務局会計課用度係(担当:飯塚) 電話 027-221-4464(直通)FAX 027-221-8216

(4) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。ただし、郵送により提出する場合は、自己の 責任において到達確認を行うこと。

- (5) 契約担当官等から当該書類等に関し説明を求められた場合又は追加資料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- 7 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所
 - (1) 見積書の提出方法
 - ア 実施要領第4条のとおりとする。ただし、見積書には、仕様書に掲げた指定品目 ごとの単価、単価に各数量を乗じた金額及びそれらすべてを合算した総額(税込 み)を必ず記載すること。
 - イ 見積書は、封筒に入れ封印の上、件名及び氏名(法人においては法人名)を必ず 朱書きすること。

また、見積書を郵送する場合は、締切日時必着とし、封筒の表に見積りの件名及び「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。

- ウ 法人の代表者本人以外の者が見積書を作成するときは、当該見積書作成に係る委 任状を提出すること。
- エ 提出前の見積書の記載事項(見積金額、数量及び単価を除く。)を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正すること。
- (2) 提出期限

郵送による場合:令和4年2月17日(木)午後5時15分必着 持参による場合:令和4年2月17日(木)午後5時15分まで

(3) 提出場所 前記 6 (3) のとおり

- 8 見積合わせ
 - (1) 実施要領第5条のとおりとする。
 - (2) 本件における見積金額の比較は、指定品目ごとの単価に各数量を乗じ、それらをすべて合算した総額(税込み)をもって行う。
 - (3) 契約担当官等は、参加者が相連合するなどの場合で、見積合わせを公正に執行することができないと認めたときは、見積合わせを中止する。
 - (4) 見積合わせの日時令和4年2月18日(金)午前10時00分(非公開)
- 9 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 実施要領第6条に該当する見積り
- (2) 委任状を提出しない代理人のした見積り
- (3) 物件名、見積金額及び氏名(法人においては法人名及び代表者氏名)の確認ができない見積り
- 10 契約の相手方の決定
 - (1) 実施要領第7条のとおりとする。
 - (2) 契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出した他の者のうち最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とすることがある。

- 11 契約の締結 実施要領第8条のとおりとする。
- 12 その他 本説明書及び実施要領に定めのない事項は、全て会計法規の定めるところによって処 理することとする。
- 13 本件に関する問合せ先 前橋地方法務局会計課用度係(担当:飯塚) 電話 027-221-4464(直通) FAX 027-221-8216
- 14 契約担当官等 支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 佐藤 毅